

校訂本 第七冊・第八冊解説

濱下武志

一 第七冊・第八冊の編集

『歴代寶案』第二集の第七冊ならびに第八冊は、盛時を誇った乾隆帝治下の六十年間の末期のおよそ八年間と次代の嘉慶帝の治世二十五年間の前半期の十三年間を含む。第七冊が乾隆五十三年（嘉慶四年（一七八八）～一七九九年）、第八冊が嘉慶五年（一八〇〇）～一八〇八年の期間の文書である。以下に編集上の特徴について説明する。

（一）巻一〇三の復元

第八冊において、目録には記載が見えるが、本文を欠いている巻一〇三を以下の二種の資料から復元を試みた。目録（乾・坤本）（グラビア参照）には十九文書の題名があるところ、そのうち九文書を、斉鯤・費錫章『続琉球国志略』（略称 斉）ならびに鄭良弼写本（略称 鄭）第四・十一冊によって復元した。目録と復元文書を対比した一覧表を掲げる。「」の中は復元文書であり、便宜上通し番号を付した。

『歴代寶案』第二集巻一〇三の目録と復元文書

嘉慶十三辰年接貢歸帆文

詔二通

- ① 一通 追封尚成王（斉により復元）〔二一〇三―〇二〕
 - ② 一通 冊封尚灝王（斉により復元）〔二一〇三―〇二〕
- 勅二通

- ③ 一通（斉により復元）〔二一〇三―〇三〕
- ④ 一通

禮部回咨七通

- ⑤ 知照事 請封員役に京
 - ⑥ 知照事 留抵貢物
 - ⑦ 知照事 進貢表文併請封表文備御覽
 - ⑧ 知照事 格外賞賜
 - ⑨ 知照事 例賞
 - ⑩ 知照事 正使楊克敦在浙病故賞銀三百兩
 - ⑪ 知照事 貢使起身回国
- 總督・撫院照會二通
- ⑫ 一通楊克敦棺柩據稟在閩埋葬（鄭により復元）〔二一〇三―〇四〕
 - ⑬ 一通接冊封船隻撞礁擊□（鄭により復元）〔二一〇三―〇五〕

布政司回答四通

⑭恭接綸恩事 龍衣封王爵事多不可盡記

(鄭および二一〇五—二により復元)

〔二一〇三—〇六〕

⑮正朔事 十三年分(鄭により復元)〔二一〇三—〇七〕

⑯知照事 接封船隻撞礁擊碎(鄭により復元)

〔二一〇三—〇八〕

⑰知照事 請追封尚成王奉旨依議

禮部

⑱公文一通 欽差正使齊鯤副使費錫章

兵部

⑲火票一通(鄭により復元)〔二一〇三—〇九〕

(二) 付文・本文の別

次に、付文・本文という区分を付したことについて説明したい。手抄本では、一つの文書の中で、題名が付いた部分の文書の前に、その文書に関連すると思われる別の文書が置かれている。

これは、文書の保存が、後にくる文書が前の文書の上に置き、手写するときは、冊の上にある文書から筆写したためであるか、あるいは、何かの理由で参考すべき付帯文書を先に筆写したと思われる。その結果として文書の順序の逆転が生じたと考えられる。

従って、校訂本では、文書の頭部に便宜的に、付文・本文と記

し、文書の別を表わした。七十六巻の一〇号文書、巻七十八の二号文書、巻八十四の四号文書、巻八十七の二号文書は、それぞれ付文として上奏文が置かれ、巻七十六の一号文書には計開が置かれる。

第八冊における付文・本文の別は、巻九十の九・一〇号文書、巻九十三の四・七・一一・一二号文書、巻一〇〇の四・七・一〇号の各文書には付文に上奏文が、また巻九十三の五・一〇号文書には計開が置かれる。

(三) 擡頭について

擡頭に関しても注記したい。擡頭は、文書行政のなかで、品衡の上下を示したり、文書形式の上下を示す表現形式である。したがって、先代皇帝には擡頭三字、現皇帝には二字、上位を表す場合には一字など、一定の法則を踏むとされる。ただし、後代の編集史料などでは、必ずしも此の法則を厳密には踏襲せず、それぞれの方式を採用する場合がある。例えば、清史稿などは、すべてを一字擡頭としているなどである。本冊でも擡頭の方法は必ずしも一定していない。異なる写本であるため、それぞれに独自の擡頭の方法を採用した結果であるとか、写本の根拠とした資料によって異なる擡頭が行われていたなど、いくつかの理由が考えられるが、校訂の範囲では共通の基準を見いだし得ないと思われるため、擡頭については、現史料のままとし、特に注記は付さなかった。

なお、乾隆帝の訓政については、祖父の康熙帝の紀年である六十一年を越えないという主旨から一七九五年に在位六十年を期に讓位したが、実際にはその後三年間に互り太上皇帝として政務を執った。一七九九年の崩御の際、高宗純皇帝と記された諡の文書形式では、三字擡頭になっていることが特徴である。

(四) 文書行政の多様化と資料校訂ならびに参考資料の揭示

『歴代寶案』が各種の手抄本から成り立っていることから、これまで異本校訂を校訂作業の中心としていたのであるが、近年の中国第一歴史檔案館ならびに台湾故宮博物院における琉球関連資料の発掘によって、資料校訂の領域にも入ることができるようになった。すなわち手抄本の異字・異文校訂のみならず、行政機関によって問題の扱いや表現がことなるという資料校訂にまで踏み込んだ資料の検討が可能となった。

この結果、琉清両朝の「文書行政」とも呼ぶべき情報の交換と交渉が多様であり、清朝側の多くの行政機関が、問題に応じて別個に登場し、それぞれの職掌に基づいた文書の往来を行っており、朝貢制度の形態と運用の全体像をより克明にみる事が出来るようになった。この資料校訂は『歴代寶案』の世界を大きく広げ、東アジアにおける朝貢—冊封体制、移動や交易の全体像を理解する上で、継続性と系統性を持った資料であり、そこにおける琉球王朝の重要性を改めて確認させることとなった。

第七冊、第八冊の編集に際し、中国第一歴史檔案館の編集になる四種の資料集が編纂刊行され、台湾の故宮博物院の資料も参照可能となった。『清代中琉関係檔案選編』が中華書局から一九九三年四月に刊行されたが、そこに採録されている資料の内容の項目は以下の七項目にわたっている。

- 一、琉球国が清朝に対して進貢使、接貢使、請封使、接封使及び謝恩使などを派遣した情況について
 - 二、清朝政府が琉球国王に冊封した情況について
 - 三、琉球国が中国に対して留学生を派遣した情況について
 - 四、中国の關係する地方の官員が琉球国の使臣を護送して北京に登り、また帰国する情況について
 - 五、中琉両国の間の商業貿易、文化交流等の情況について
 - 六、中国と琉球国の政府及び人民が積極的に海難の救助にあたり、相互に救出を行い護送した情況について
 - 七、清朝政府が中国の沿海にあつて琉球船隻を襲つて掠奪した海盜に対してそれを捕りおさえ、処置した情況について
- また、資料の形式からみると、中国第一歴史檔案館が収蔵している「宮中硃批奏摺」と「軍機処録副奏摺」の中から琉球に関する檔案資料を編集したものが最も多い。奏摺は清代の康熙帝の時代に始まり、乾隆帝の時代に盛んに行われた。これは当時の高級官員が皇帝に対して政務を報告し、その指示をおおいだ文書である。奏摺は皇帝の硃批による指示を得た後、これを「硃批奏摺」

とした。軍機処は奏摺を受け取って処理する時、別に一部を複写して手元に保存した。これを「録副奏摺」と呼ぶ（前記『選編』の「編例」参照）。奏摺の内容は多岐にわたっており、清代の政治・経済・文化・外交等の各方面の歴史状況をあらわしている。

この他に「内閣札科題本」ならびに「内務府來文」が、資料編集の対象として検討されている。文書の処理制度と、清朝の各政務機構の職掌分担については、清朝の「内閣札科史書」が検討されている。中国第一歴史檔案館が収蔵保管する明清兩朝の檔案史料は、およそ一千余万件（冊）、数百の分類があり、史書はその中の一つの分類である。史書は内閣全宗の編年体の滿漢合璧の形式をもった檔案であり、清初は「六曹章奏」と呼び、順治十年（一六五三）以後は改めて「六科史書」と呼び、それを「史書」と略称した。清朝の制度にあつて、吏・戸・礼・兵・刑・工の内閣の六科は五日毎に担当官を派遣して内閣に赴かせ、題本を受け取り、それぞれが関係する衙門について書き写した後、二部の抄本を作り、一部は各科に残して、以降の編纂の対象とし、これを「録疏」と呼んだ。一部は冊に編輯して内閣に送り、史官が注記するために提供した。これを「史書」と呼ぶ。史書が選択編集した内容は部本が事由を記し、通本がその貼黄（省覽の便のため、奏呈文書の概要を黄紙に記し、文書の末尾に貼りつけたもの）を書き写したものである。

中国第一歴史檔案館が収蔵する史書は合計二三九二七冊（順治

から光緒朝に至る）、その内、札科が二三七六冊（順治朝は八八冊、全て滿文、康熙朝は八冊、全て滿文、雍正朝は一四六冊、滿漢合璧、以下乾隆から光緒朝に至るものが二一三四冊、これは全て滿漢合璧）である。

凡例にも示したのではあるが、異本校訂・資料校訂において参照した資料は後掲一覧表の通りである。ここには、原行政機関の檔案のみならず、編纂された資料集も併記してあることから、文書内容には重複が存在するが、すべてが刊行資料ではないことから、参照の便のため、あえて重複を厭わず全てを掲げた。

このように校訂作業において参照した資料が一覧できることから、次の二点に互つて『歴代實案』を取り巻く文書行政の広がり、と、『歴代實案』の編集それ自身に関する特徴をより深く理解することが出来る。参照資料一覧をみると、（一）同一文書すなわち同一事項が、歴代實案文書のなかに繰り返し登場している。これは、当時の文書行政が、先例とそれに対する判断を再確認しながら進められているということを意味している。また、（二）同一文書すなわち同一事項が、様々に異なつた機関によって取り扱われており、相互の職掌の分担責任が明確化されていることがわかる。従つて、琉球関係文書を通して、朝貢体制の運用と理念を今一段大きな枠組みにおいて、検討することが可能となる。

『歴代實案』以外に琉球側の対応する資料も、琉球王朝が清朝との朝貢―冊封関係以外に、サブ・システムともいふべき、独自

の朝貢―冊封体制を王朝内部に形成し、また日本との関係も維持していたという多層的内外関係を明らかにしている。

また、軍機処、内閣題本、上諭檔、奏摺などの檔案資料の他に、琉球側関係資料として、法政大学沖縄文化研究所が所蔵する鄭良弼写本、請封表、頒賜遺詔謝表があり、さらに琉球王朝の記録である中山世譜、琉球王国評定所文書、家譜資料、漂着関係資料などを比較検討することが可能となり、琉球王朝と清朝との交流の歴史的重要性を示す資料となっている。

二 第七冊・第八冊の内容

この時期は、一方では、朝貢使節の訪問記録が一定の形式で記されるなど、朝貢関係が清朝の盛時の後半期に向かうに伴って対外関係も定期化し、また同時に多様化したことが読みとれる。とりわけ乾隆末期には、周辺諸地域が清朝に対して様々な意志表示を行い、この変化の中で、清朝も積極的な朝貢外交を周辺地域に対して進める時期でもある。そして、東南アジアの諸国での、王朝の交代の結果誕生した新国王に対して、冊封を行い、また朝貢貿易も広く推進している。

周辺の朝貢関係が整備されていく中で、それが清朝と朝貢国との二者間の関係のためであるという目的と同時に、たとえばビルマなどは、隣国のシャムとの関係を安定化させるためという目的

をもって、清朝との朝貢関係を結んでいることがわかる。

乾隆末期即ち十八世紀末は、琉球王朝においても朝貢貿易が、もつとも拡大した時期でもある（兪玉儲「清代における中国と琉球の貿易についての試論」『第一回 琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』一九九三年）。これは、実際には免税されるのではあるが、朝貢貿易品に対しても課税するための計算がなされており、課税額の記録から推定が可能である。

以下にまず、この琉清関係をめぐる環境を概観しておこう。清朝にとつて琉球王朝の重要性は、琉球それ自体と同時に、この環境を安定的に維持するためにも、琉球との強い関係が必要であると判断したためであると考えられる。

乾隆五十一年（一七八六年）から五十三年にかけて、台湾において林爽文の反乱が起こり、台湾に遠征軍が派遣されている。また同年七月、清朝のシャム援助を恐れビルマの使臣が入貢し、金葉表金塔一・馴象八疋および寶石等を献じている。十月には、両広総督張七毅が安南に遠征し、翌年の六月に、阮光平を冊封して安南国王に封じた。五十五年、ビルマの孟隕を国王に冊封した。五十六年八月、チベットに反乱が起こり、パンチェンラマが前蔵に逃れ、十一月、福康安を援軍としてグルカに派遣した。

乾隆五十七年（一七九二年）八月、福康安は青海より後蔵に到り、番兵三千、滿蒙兵一千を駐屯させた。十月、四体の書の御製十全記の碑亭を建立し、ジュンガル二十四回・回部一回・金川二

回・台湾一回・ビルマ一回・安南一回・ネパール二回の平定を記し、歴史上最大の版図を誇ることとなった。

乾隆五十八年（一七九三年）正月、安南国王阮光平の死去により、阮光鑽を安南国王に冊封した。六月二十二日英国使節マカトニ一行が天津に到着し、八月庚午（陽曆九月十四日）英国使節は、熱河において皇帝に謁見し、乾隆五十九年（一七九四年）十二月、オランダ使節が広東に到着した。

乾隆六十年（一七九五年）八月十五歳、九月辛亥、皇十五子嘉親王を皇太子とし翌年を嘉慶元年と定め、時憲書（曆書）を造らせし。十二月、明年より太上皇帝と称する旨を諭す。

嘉慶元年丙辰（一七九六年）、乾隆帝八十六歳。正月元旦讓位し、これより太上皇帝となる。嘉慶四年己未（一七九九年）正月三日太上皇帝崩す。年八十九歳。嘉慶皇帝が四十歳にして親政する。

このように、乾隆皇帝期の末年には、朝貢―冊封体制の周辺において、従来の秩序に対する変化が見られる。その中でも、イギリス・オランダからの使節の訪問が特記される。従つて、琉球を朝貢システムの中に繋ぎ止めておくことは、日本に対する牽制の意味を持つのみならず、華夷秩序全体の維持にとつて、象徴的な意味を持つて重要であつたと言えよう。

第七冊は、朝貢使節の活動記録がより詳細に描写されている外、乾隆帝の訓政、江蘇省から広東省にいたる華南沿海への琉球船の漂着と琉球への送還、盗賊との出会いなど、新たな事態に直

面した記録も見られる。また、巻七十七に見られるように、皇帝への謁見の後、朝貢使節が円明園において接待を受ける時に、その場所が「園」と表現されたり「園」と表現されている場合がある。

庭園の意味からみれば「園」が妥当であると思われるが、ミラノの庭園に見られるように、「山高水長」という庭園には大きなフレスコ画による壁画があつたことから、その場所が「園」と呼ばれていることも十分にありうることであろう。他の庭園に「園」が用いられている例もあり、両者を併存させた。

漂流に関する文書は、通常の礼部との往復文書の他に、兵部や刑部との往復文書が加わる。漂流の場合には、礼部の他に兵部の管轄が加わり、漂流が海賊との遭遇による時には、その取り締まり官庁としての刑部が加わっている。また、巻八十三の二・五・六号の各文書を参照資料と対照すると、頭注にも記したように、それぞれに筆写の長短が見られるが、その理由については、職掌の異同による引用や説明の長短、当該文書の目的に限定した結果としての引用の長短、関連文書に既に引用されていることによる省略など、幾つかの理由が考えられるが、特定することは困難である。但し、担当機関の職掌とその責任の違いを表しているとも考えられ、資料校訂から『歴代寶案』の特徴を多面的に検討することが可能となる。

また、漂流事件については、琉球と清朝との関係のみならず、琉球と李氏朝鮮との間の漂流についても記録が現れている。いわ

ゆる朝貢国相互間の漂流の取り扱いについては、朝貢秩序が全体としてひとつの多角的な交流と交渉の關係を作っており、朝貢国相互間においても、清朝との關係における漂流民の本国への送還体制が踏襲されていた（李薰「朝鮮王朝時代後期漂流民の送還を通してみた朝鮮・琉球關係」『歴代宝案研究』第八号、一九九七年三月）。また、『奎章閣資料叢書錦湖シリーズ対外關係編 漂人領來騰録』（全八巻、ソウル大学奎章閣、一九九三年）は、十七世紀を中心とした朝鮮王朝時代の漂流記録である。また、韓国国史編纂委員会のホームページ（<http://www.nhcc.go.kr>）によっても、韓国における資料状況と研究状況を知ることが出来る。

第八冊については、朝貢使節の紀行について、詳細な手順が記録されていることについて見ておきたい。それらは以下のように、分類・整理される（戈斌「清代の宮中檔案から見た琉球国の朝貢活動」『第一回 琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』一九九三年）。

一、朝貢の一般的規定

- (1) 貢期 (2) 貢物 (3) 規模 (4) 貢道

二、琉球から北京までの往路

- (1) 海洋航海と福建到着 (2) 験関・免税 (3) 柔遠館駅
- (4) 貢船が海難に遭遇した時の救助 (5) 北京への行程
- (6) 委員の伴送 (7) 北京到着

三、福建から北京までの沿路

- (1) 福建 (2) 浙江 (3) 江蘇 (4) 山東 (5) 直隸
- 四、北京における活動

- (1) 館舎 (2) 選表・収貢 (3) 朝覲・筵宴
- (4) 例賞・加賞 (5) 元旦慶典及び進香・謁廟等
- (6) 事竣離京

五、復路

- (1) 沿途 (2) 接貢船 (3) 貢船免出口税 (4) 開洋回国

の詳細な記録が記され、定型化されていく。

この中で、興味深いものとして、卷九十四の文書に記されている朝貢品の上納を免除されたため、携帯した貢品を次回の貢品として認定するように請願している資料や、官生（官費の留学生）の実状についての資料がある。

このように、朝貢―冊封關係そのものに関する記録を中心としながらも、これに付随した領域において、様々な新たな活動や

「事件」も登場している。例えば、使節の北京における活動や、漂流・海盜などの事件が詳細に記録されるようになり、その結果として、琉球と清朝との往復文書も内容的な多様性を増しているといえる。使節が途上で病いに罹り、病故したときの福州への送還体制や現地での埋葬の記録、ならびに疲労による病と、疫病による病故など、当時の使節の往来の厳しさを窺わせると同時に、沿海中国の社会状況を垣間見せる資料にも興味深いものがある。

※ 『歴代寶案』校訂本第八冊 沖繩県教育委員会 一九九九年
(六四五～六五二頁)。